



その伐採、いっと待て！



伐採届を提出せず森林を伐採する無届伐採や、森林の所有者に断りなく伐採する無断伐採は、違法になります。

森林を伐採する時は、その森林がある市町村へ事前に伐採届を、伐採後は状況報告を、提出する必要があります！

※1本や数本の伐採であっても、自分の所有する森林であっても必要です

詳しくは、県のホームページをご覧ください。
下記のURLまたはQRコードからアクセスできます。

<http://www.pref.kagoshima.jp/ad06/sangyo-rodo/rinsui/ringyo/keikaku/07002004.html>



防ごう！違法伐採



森林所有者のみなさまへ



★大切な森林を守るのはあなた自身です！

- ◎所有する森林の所在や境界を把握しておきましょう！
- ◎日頃から所有する森林の見回りをしましょう！

★知らないうちに所有する森林が伐採されていたら

- ◎その森林がある市町村や、地域を管轄する警察署へ相談を！

県と県警は連携して、パトロールやチラシの配布による呼びかけなど、違法な伐採の未然防止に取り組んでいます。

発行：鹿児島県環境林務部森林経営課
鹿児島県警察本部生活安全部生活環境課

伐ったら植ゆっど！^{さいぞうりん} 再生林！

「再生林」っち、ないけな？

人の手によってスギやヒノキなどの苗木を植えた森林を人工林といいます。この人工林を伐採した跡地に、再び苗木を植えることを「再生林」といいます。

ないごて再生林が必要やっどけ？

人工林の伐採跡地を放置すると大雨などにより道路や近隣地に土砂が流出するおそれがあります。

自分の山を
しっかり管理
することは
地域貢献にも
つながります。



森林のもつ大切な働きが早く回復するよう、再生林に取り組み、適正な管理に努めましょう。

【森林の主な働き】



土砂崩れを防ぐ



清らかな水を育む



木材を供給する

『かごしまみんなの森条例』では、森林所有者は再生林を行うよう努めるものとなっており、県は再生林の取組に対し助成を行っています。



©鹿児島県ぐりぶー

再生林にはどげな助成があっどけ？

優良な人工林を造るために行う植栽、シカ被害防止柵設置、下刈に対する補助事業があります。

* 造林補助事業

* 未来につなぐ森林づくり推進事業

山を伐ったら
植えましょう!!



©鹿児島県ぐりぶー

★詳細は県の各地域振興局・支庁林務水産課，屋久島事務所農林普及課へ★